令和７年度高度デジタル人材育成支援事業業務委託仕様書案

1　業務名

令和７年度高度デジタル人材育成支援事業業務委託

2　履行期限

令和８年３月31日（火）

3　事業の目的

物価高騰等による事業環境変化への対応に加え，企業の成長を促進するためには，デジタル技術の導入による生産性向上や省力化等によるＤＸの推進が重要である。

ＤＸを推進するためには，県内企業のＤＸに向けた取組を伴走支援できるデジタル人材が必要であることから，ＩＴ企業のエンジニア等を対象に，データサイエンス・ＡＩ等の先端技術に関する講座を開催するとともに，コンサルティング技術を習得するための実践的な研修を実施する。

4　業務内容

県内のＩＴ関連企業等に在籍している技術者等を対象に，以下(1)～(2)の講座及び研修を企画・運営すること。

（１）高度デジタル技術講座

ＩＴ技術者等を対象とした，計４回の座学形式の講座を開催すること。

内容	データサイエンスやＡＩ等の最新技術に関する講座 ※データサイエンスについては，データベーススペシャリスト試験相当の難易度を想定
実施回数	４回程度
参加者数	15人程度
開催方法	現地開催，オンライン開催又はハイブリッド開催
必須要件	・受講者の獲得に努めること。 ・講座に使用する資料については，事前に配布する等，受講者が予習・復習を行えるよう工夫すること。 ・ｅラーニング等を活用し，受講者が講座外でも学習できる環境を整備すること。 ・参加者間の交流促進など学習意欲の維持・向上に資する取組を実施すること。 ・現地開催の場合は，原則，鹿児島県庁18階かごゆいテラスを活用すること。
その他	・募集案内等のチラシを作成し，関係機関への配布等により，広く参加対象者へ周知の上，募集を行うこと。 ・講座後はアンケートを実施すること。

	・業務の実施に当たっては，鹿児島県庁 18 階かごゆいテラスを活用した各種事業との連携を図ること。

（２）ＩＴコンサルティング技術講座・フィールドワーク

県内ＩＴ関連企業の在籍者等向けに，ＩＴコンサルティング技術講座を開催し，同講座の実践の場としてフィールドワークを実施すること。フィールドワーク先は県内事業所３箇所程度とし，県が選定を行う。受託者は県に協力し，選定後は，フィールドワーク先との連絡調整を行うこと。

	ＩＴコンサルティング技術講座	フィールドワーク・提案発表会
内容	現場が抱える課題をデジタル技術を活用して解決するための手法や考え方，プレゼン方法等を習得する講座 ※実施内容はグループワーク等を取り入れ，受講者間の交流が図れる内容とすること。	デジタル技術に精通した経験豊富なコンサルタントが参加者のメンターとなり，課題解決の提案までを伴走支援 ①県内企業等の課題抽出 県内企業や農林水産業の現場を実際に訪問し，現場が抱えている課題を抽出 ②課題解決の提案を実践 講座で習得したＩＴコンサルティング技術等を活用し，現場の課題に対する解決方法の提案までを実践
実施回数	３回程度	フィールドワーク：３箇所程度（参加者を３グループに分け，１グループにつき１箇所の企業の訪問を想定） 提案発表会：１回
参加者数	15 人程度	IT コンサルティング技術講座参加者
開催方法	現地又はオンライン開催（少なくとも１回は現地で開催すること）	現地開催
必須要件	・受講者の獲得に努めること。 ・講座，フィールドワークに使用する資料については，事前に配布する等，受講者が予習・復習を行えるよう工夫すること。 ・ｅラーニング等を活用し，受講者が講座外でも学習できる環境を整備すること。 ・参加者間の交流促進など学習意欲の維持・向上に資する取組を実施すること。 ・現地開催の場合は，原則，鹿児島県庁 18 階かごゆいテラスを活	

	用すること。
その他	・募集案内等のチラシを作成し，関係機関への配布等により，広く参加対象者へ周知の上，募集を行うこと。 ・講座・フィールドワーク後はアンケートを実施すること。 ・業務の実施に当たっては，鹿児島県庁 18 階かごゆいテラスを活用した各種事業との連携を図ること。

（３）その他

研修効果把握等のため，講座終了後，受講者の所属先にアンケートを実施すること。

5　実績報告

受託者は，本事業の完了後速やかに，業務の成果を記録した実績報告書（様式は任意）を作成し，以下のとおり県に提出すること。

なお，作成する実績報告書等は，講座等の様子を撮影した写真を充実させるなど，工夫をすること。

（1）提出成果物

ア　実績報告書（Ａ４版・データ版）：各１部

イ　その他県が指示したもの：一式

（2）提出期限

令和８年３月 31 日（火）

（3）提出先

鹿児島県商工労働水産部産業立地課　新産業創出室新産業創出係

6　追加提案

本県の中小企業のＤＸ推進に向けた人材育成に資すると判断できる追加提案があれば，積極的に提案すること。４の業務内容を確実に履行することを条件に，追加提案で発生する予算について本事業の委託料の範囲内で実施することは可とする。

7　その他

(1) 本仕様書に定めのない事項については，必要に応じて県と協議するものとする。

(2) 本仕様書案はプロポーザル用であり，受託候補者とは内容を別途協議の上，契約を締結するものとし，契約内容等については，協議の中で企画提案書等の内容から変更，修正する場合がある。

(3) 企画提案された計画に基づき事業を実施していくが，詳細な業務の実施計画や計画変更については，県と調整の上，実施すること。

(4) 災害や感染症の流行等により，県が指示した場合は，事業の停止又は事業内容の見直しをすること。

8　著作権等

（1）本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む）は，すべて県に帰属するものとする。

（2）第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には，著作権，肖像権等に厳重な注意を払い，当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。

（3）本仕様書に基づく業務に関し，第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には，当該紛争等の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き，受託者は自らの責任と負担において一切を行うものとする。

9　機密保持等

（1）本事業を実施するに当たって，業務上知り得た情報は，開示，漏えい，又は本事業以外の用途に使用しないこと。

（2）受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は，それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。この項目について受託者は，前記 2 の履行期限の終了後においても同様とする。

10　個人情報保護

業務を実施する中で入手した個人情報の取扱いについては，個人情報保護法等の法令順守に加え，別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

なお，関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては，他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようＢＣＣ機能により送信するなど，個人情報の流失防止に万全を期すこと。